

## 原子力防災連絡会議作業部会の中間報告について

### ■ 検討の経過について

5月24日に開催した原子力防災連絡会議で、福島での原子力災害を踏まえた課題整理とその対応の方向性を取りまとめることとし、各団体の原子力防災実務担当者課長レベルで構成する作業部会（座長；島根県総務部 細田参事）を立ち上げ、以下のとおり検討を行い、その結果を中間報告として取りまとめた。

開催日等		審議の内容
6月 8日	第1回 作業部会	・原子力防災対策の現状について ・今後の検討について
7月14日	第2回 作業部会	・住民避難等の流れについて ・情報通信、初動体制について
7月29日	第3回 作業部会	・初動体制、住民避難(一般)について ・災害時要援護者の避難について ・モニタリングについて
8月23日	第4回 作業部会	・福島県現地状況調査について ・中間報告案について ・緊急時モニタリングについて
9月 2日	第5回 作業部会	・中間報告案について

### ■ 中間報告について

中間報告では、福島での課題等に対する対応の方向性を取りまとめたものであり、今後、鳥取、島根両県及び30km圏市町がそれぞれの役割分担毎に、具体的に対策を進めていくことが重要である。

なお、今回検討ができなかった項目については、引き続き検討を進めていくとともに、検討を行った項目についても、被災地の状況や国における防災対策あり方（EPZの見直し等）の検討状況を踏まえて、その都度、内容を見直し対応を検討していく必要がある。

更に、仮に住民避難などの影響が30km圏を超えて及ぶ場合においても、この中間報告の考え方を基本として対応するものとする。

# 福島原子力災害を踏まえた原子力防災体制の課題とその対応の方向について（中間報告）

## 1. 福島第一原子力発電所での原子力災害の特徴

### (1) 「冷やす」機能の喪失

巨大地震・津波により、原子炉の冷却材(水)と除熱機能が喪失し、原子炉を「冷やす」機能が早期の段階で失われた。

このことが、事故が速く進展し、かつ重大化してしまった大きな要因であると考えられる。

### (2) 「閉じ込める」機能の喪失

格納容器一部損傷や水素爆発による建屋崩壊などにより「閉じ込める」機能が失われた。

このことが、環境中へ広範囲に及ぶ予想外の放射性物質の放出や、発電所内部での作業が困難になり事態が長期化している大きな要因であると考えられる。

## 2. 福島第一原子力発電所の原子力災害での新たな課題等

### (1) 初動体制における課題

- ・ 国と県、県と市町村との通信手段の確保
- ・ 広域避難などを想定した体制の確立
- ・ 市町村に対する避難等指示の確実な伝達

### (2) 住民避難における課題

- ・ 交通手段、避難道路の検討、自家用車避難の位置付け
- ・ 住民に対する避難計画等の事前の周知

### (3) モニタリングにおける課題

- ・ 広域的なモニタリング体制の確立
- ・ モニタリング要員の確保

### (4) スクリーニングにおける課題

- ・ 迅速なスクリーニング班の派遣
- ・ 多大な対象者に対応可能な要員、機材の確保

## 3. 福島第一原子力発電所の原子力災害を踏まえた新たな課題等への対応

### (1) 初動体制の整備

### (2) 住民避難体制（一般）の整備

### (3) 災害時要援護者の避難体制の整備

### (4) 緊急時モニタリング体制の拡充整備

- (5) 防災拠点機能（オフサイトセンター、災害対策本部 等）の代替機能の確保
- (6) 被ばく医療体制（スクリーニング、被ばく医療機関、安定ヨウ素剤配備 等）の拡充整備
- (7) 原子力防災訓練のあり方の再検討
- (8) 避難者、屋内退避地域への支援体制の整備
- (9) 市役所・町役場機能など避難者支援のために必要な機能確保 等

#### 4. 各課題への対応の方向について

##### (1) 初動体制の整備

###### ① 現状の問題点等

###### イ. 福島状況

福島では、地震、津波によって情報インフラが被害を受けたことや輻輳などにより連絡通信が不通状態になったことに加えて、原子力防災の体制が整っていないEPZ外の地域へ避難等区域が拡大したことから、事故の状況や避難指示等が市町村などの関係機関へ的確に伝わらず、住民避難の際に混乱が生じたと考えられる。

###### ロ. 島根原子力発電所周辺地域の状況

現在、異常時（発電所異常時、環境放射線異常時）及び特定事象（原災法第10条事象）発生時の連絡体制とそれぞれの段階における意思決定の手順等の対応方針が定まっていない団体があり、福島と同等規模の原子力災害が生じた場合には、混乱をきたすことが想定される。

また、自然災害との複合災害時などにおいては、連絡通信が困難となり住民避難等の検討、実施に影響が出ることが想定される。

###### ② 体制整備の方向

###### イ. 連絡系統の整備（県、関係市町）

異常時においては、中国電力との協定や取り決めなどにより、各団体が情報を受け対応を行うこととなるが、特定事象への発展が懸念されるような重大なトラブル発生時（島根県が対策会議の開催が必要であると判断するような場合など）には、島根県から遅滞なく島根県内市町村及び鳥取県へ連絡を行い、更に鳥取県から鳥取県内関係市へ連絡し情報共有することが必要である。〔別紙1〕

また、連絡通信が困難となる場合を想定して、特定事象への発展が懸念されるような重大なトラブル発生時には、必要に応じて関係市町及び鳥取県が島根県へ衛星携帯を持参した連絡員を派遣するなど、常に最新の情報が入手できる体制を整える必要がある。

###### ロ. 意思決定手順等の整備（関係市町）

異常時及び特定事象発生時の連絡を受けた場合に、どのような体制でどのような意

思決定や原子力災害に備えた準備等を行っていくのか、手順が明確となっていない団体については、事前にその体制を整えておく必要がある。

#### 初動段階で各団体が対応すべき事項（例示）

- ・ 事故情報の正確な把握
- ・ モニタリング情報の把握
- ・ 関係機関との情報の共有、避難対応等への準備
- ・ 住民への広報、相談窓口設置の検討、実施（主に市町）
- ・ 緊急時医療センター、緊急時モニタリングセンター設置準備（主に県）
- ・ オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターへの要員派遣準備

#### ハ、オフサイトセンターへの要員派遣体制の整備（国、県、関係市町）

特定事象の発生以降、オフサイトセンターには国の原子力災害対策本部の現地本部が設置され、島根県、松江市、中国電力、その他防災関係者とともに避難措置等重要な事項を検討していくこととなるが、福島のように避難地域等が拡大された場合、現在の派遣要員では拡大した地域の実情に応じた検討が困難であることから、関係市町及び鳥取県から、連絡員の派遣や、必要に応じて合同対策協議会構成員や住民安全班要員の派遣とすること、及びその受け入れについて体制を整備する必要がある。

### ③ 今後検討すべき課題点 等

#### イ、連絡通信機器の整備（県、関係市町）

現在、国、島根県、松江市等関係機関間で整備されている原子力防災ネットワークシステムを拡充整備すべきであると考えられるが、接続する国の原子力統合ネットワークシステムの自然災害への備え等の整備検討状況を考慮に入れ、併せて整備を検討すべきである。〔別紙2〕

更に、連絡員や立入調査員等が持参するための衛星携帯についても整備を検討する必要がある。

また、情報機器等を整備する際にはE P Z圏内の事業のみが国の支援対象となるが、福島での災害を踏まえて、現行のE P Z圏外の整備についても支援を行うよう国へ働きかけていく必要がある。

## (2) 住民避難体制（一般）の整備

### ① 現状の問題点等

#### イ、福島の状況

想定を超える事故進展や事故に関する情報の不足、原子力防災の体制が整っていないE P Z外の地域へ十分な連絡がないまま避難等区域が拡大されたことなどから混乱が生じており、相当数の自家用車による自主避難が発生して大渋滞等によって道路交通がマヒした事例がある一方で、避難用のバスの確保に苦慮した市町村があった。

しかしながら、放射性物質の放出までに避難措置は完了していないが、結果的に避難住民からは被ばく医療の対象となり得る被ばく患者は報告されていない。

#### ロ. 島根原子力発電所周辺地域の状況

島根原子力発電所周辺地域は、主要都市が立地し行政機関や産業が集中している地域であり、福島で当初避難を指示された20km圏で人口が約25万人、屋内退避が指示された30km圏で人口が約46万人の山陰地方の中核地域である。〔別紙3〕

福島と同等の災害が発生した場合に避難等の対象となる人口が多い半面、避難の受け入れ地となりうる後背地域の受け入れ能力が小さいことから、ある程度の渋滞等の発生を考慮しながら事前に避難先や避難等についての手順の確立、準備をしっかりと行っていくことが必要である。

### ② 体制整備の方向

#### イ. 住民への広報体制の構築（関係市町）

原子力災害は他の自然災害とは異なり五感で感じるできないため、住民にとっては、報道機関からの情報の他は、関係市町による住民広報の実施や住民相談窓口が重要な情報源となる。このため、あらかじめ住民広報を行うタイミングや項目の整理や広報手段等について、体制を整えておく必要がある。

#### 住民広報の事項（例示）

- ・ 事故の状況
- ・ モニタリングの状況
- ・ 放射性物質の放出予測や放出状況、及び環境への影響
- ・ 国、県、市町の対応状況
- ・ 住民のとるべき対応（冷静な行動をとり今後の情報に留意すること、一時避難所への集合連絡、屋内退避の連絡 等）
- ・ その他連絡が必要な事項

#### 住民広報を行うべきタイミング（例示）

- ・ 重大な事故、トラブルの発生時
- ・ 特定事象の発生時
- ・ 原子力緊急事態宣言の発出時（国本部から指示あり）
- ・ 避難等措置の指示時（国本部から指示あり）
- ・ 事態収束時（国本部から指示あり）
- ・ その他広報が必要な場合（定時連絡等）

#### ロ. 一時集結所の指定、運営方法等の整備（関係市町）

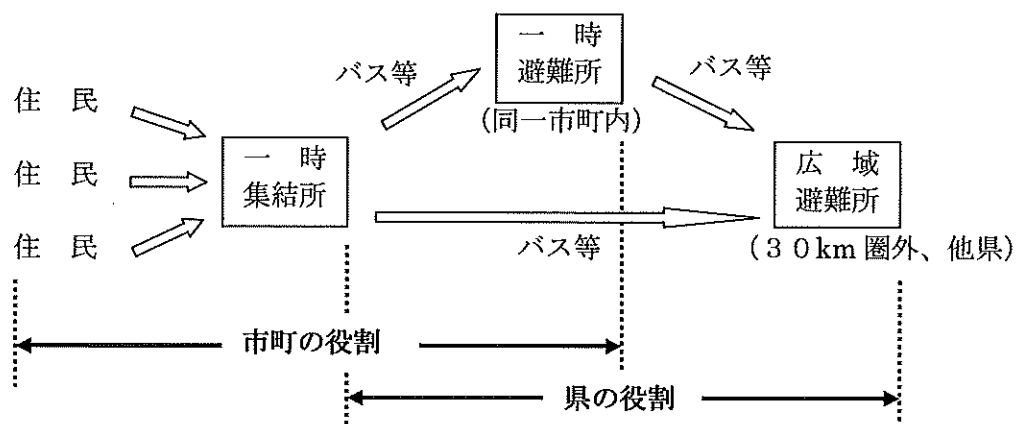
原子力災害時の避難で自家用車利用を無制限に認めた場合は大渋滞が発生し、避難

を優先的に行わなければならない地域の住民（発電所に近い地域、放射能拡散予測で影響が大きいと予測される地域）の避難が滞ることが想定され、住民が無用な被ばくをする危険性を高めることになるため、効率的な避難を実施する必要がある。

このため、特に緊急を要する住民避難にあたっては、国、県などが準備するバス等を利用した避難を中心に行うことが必要である。

こうしたバス等を利用した避難を円滑に行うためには、住民の集合場所となる一時集結所を関係市町があらかじめ指定し、開設手順・運営方法等を定め、住民へ事前に周知しておくことが必要である。

### 避難措置の流れのイメージ



### 一時集結所選定の基準（例示）

- ・ 通信連絡手段があること
- ・ 緊急時に開設が可能であること
- ・ コンクリート造が望ましい（特に発電所から近い地域）
- ・ 地区の人口、徒歩での集合時間等踏まえ適切な位置にあること
- ・ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- ・ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

### 一時集結所運営のポイント（例示）

- ・ 一時集結所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- ・ 一時集結所での事務、体制を明確に定めておくこと  
（災対本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導 等）
- ・ 一時集結所への住民の集合手段については明確に定めておくこと

## ハ. 広域避難先の確保（県）

福島と同等の災害を前提とすれば、広域の避難が大量に発生することになるため、

県が中心となり、事前に広域避難先を確保し、あらかじめ避難先を周知しておく必要がある。30km圏外の県内の避難可能な施設についてはバリアフリー化や非常用発電機の状態などを含めて調査を行い、更に県外の避難可能な施設についても調査を行い避難先の確保について検討する。〔別紙4〕

避難先の調査、選定にあたっては、該当県、市町村との間で他の自然災害による相互の広域避難も含めて協力体制を構築することが重要である。

## ニ. 輸送手段、避難ルート等の確保（県）

可能な限り渋滞を避け効率的な避難を実現していくためには、輸送手段としてはバスが有力である。鳥取、島根両県が中心となりあらかじめ地元のバス事業者等と災害時の対応について協議し、原子力災害時の輸送体制を整えておくが、それだけでは輸送力不足となることが想定されるため、国へ域外からのバス輸送支援について検討を要請するとともに、大量輸送が期待できる鉄道の利用についても有力手段として検討を進める。更に、自衛隊や海上保安庁等への輸送支援についても調整を進めていく必要がある。

避難ルートについては、避難先を踏まえつつ具体的なルートや交通規制、誘導方法等を定めておく必要がある。

## ③ 今後検討すべき課題点 等

### イ. 住民広報、避難誘導等に必要な資機材等の整備（県、関係市町）

住民広報の実施や避難誘導等のために各種資機材等が必要となることから、現行のEPZ圏外の整備についても支援を行うよう国へ働きかけていく必要がある。

### ロ. 一時集結所指定作業、運営マニュアル作成、住民への事前周知 等（関係市町）

一時集結所の指定や運営マニュアルの作成を進めていく必要がある。また、円滑な避難は住民の理解と協力のもと成り立つことから、消防団、自治会、自主防災組織等との協力体制を構築するとともに、住民の原子力災害への心構えや住民がとるべき対応等の事前周知を具体的に検討し、進めていく必要がある。

### ハ. 事業所、学校、一時滞在者等への連絡体制（県、関係市町、関係機関）

原子力災害が発生した場合に、民間の事業所や学校、幼稚園、保育所等へどのように情報伝達をし、どのタイミングで帰宅させるのかなどの取り決めをあらかじめ定め、関係者間で共有するための仕組みを検討する必要がある。

また、一時滞在者（観光客、釣り客、キャンプ客等）や外国人などへの連絡方法についても検討する必要がある。

## ニ. 自家用車避難の検討（県）

自家用車避難は無用な渋滞を引き起こすため基本的に認めないのが適当と考えら

れるが、福島では自家用車による自主避難が相当数あったことを踏まえたうえで避難体制を構築する必要がある、また、ある程度時間を要しても問題が少ない場合の避難については自家用車を中心とした避難を検討する必要がある。

但し、自家用車避難を考慮する場合でも、自家用車が利用できない避難者があることを考慮して、一時集結所を核としたバス等による輸送は必ず行う必要がある。

#### ホ. 避難ルートの整備（国、県、関係市町、関係機関）

避難ルートとなる主要な道路について橋梁の耐震化などの整備を進める必要がある。

### （３）災害時要援護者の避難体制の整備

#### ① 現状の問題点等

##### イ. 福島の状況

災害発生当初の避難の混乱の中で、施設入所者や病院の入院患者などの援護を必要とする人々の避難先の施設や輸送手段の確保に時間がかかり、避難の完了までに時間を要している。

また、在宅の要援護者については、消防団、民生委員、自治会等で安否確認や避難補助を行って避難所へ避難している例が多いと考えられる。重症の要援護者については、必要に応じて避難所から関係施設等へ移送されている。

##### ロ. 島根原子力発電所周辺地域の状況

福島で当初避難を指示された20km圏内に、社会福祉施設入所者数で約4,500人、病院の許可病床数ベースで約3,500床（13院）がある半面、避難先となり得る30km圏外の地域には、受け入れ先となり得る施設等が限られている状況となっており、避難にあつたてのマッチングをどのように行うのが課題となっている。

また、関係市町村で把握している20km圏内の在宅要援護者は、約10,700人であり、特に通常の避難に耐えられることが難しい重症の要援護者の避難をどのように行っていくのかは大きな課題である。

#### ② 体制整備の方向

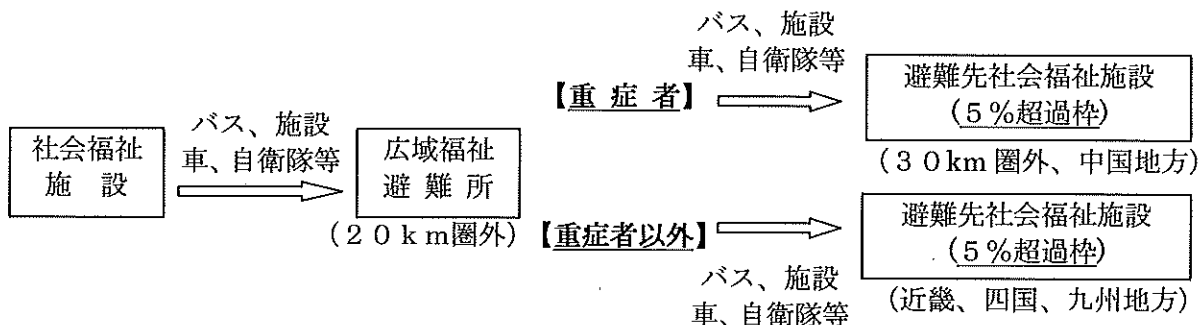
##### イ. 社会福祉施設等入所者の避難（県、関係市町）

緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を該当の避難先施設へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先（避難先）が確保できるまで当該施設に可能な限り滞在させるか一時的な対応として条件の整った避難所へ収容し、マッチングが整った段階で避難先の施設へ移送する。

児童福祉施設の児童は、施設関係者以外との集団生活が困難な者が多いため、入所施設からバス等を使用し広域避難先施設（30km圏外または他県）に移送する。



### 社会福祉施設入所者避難のイメージ



※ 避難先として上記の例以外に、自宅へ避難させる場合もある

※ 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設（5%超過枠）に搬送する場合がある

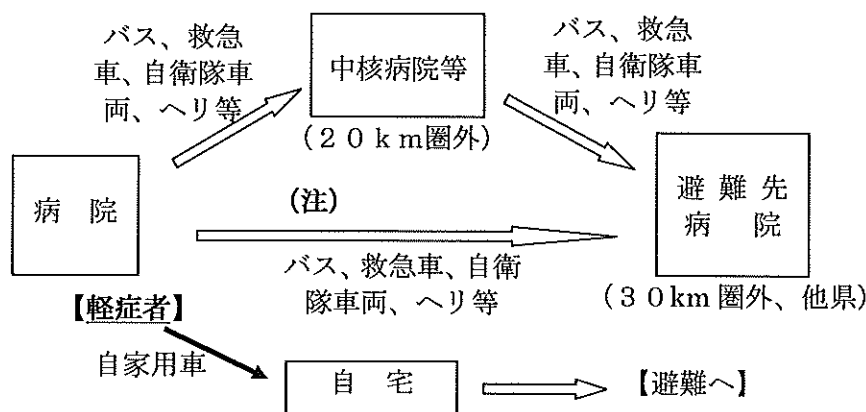
※ 「広域福祉避難所」とは、要援護者の一時的な避難先であるが、中期的な滞在となることも想定した避難所をいい、身障者用トイレ、浴室などの設備、バリアフリー構造、非常用発電機等が備えられている避難所をいう。

### ロ. 病院の入院患者の避難（県、関係市町）

緊急的な避難が必要な初期の段階で、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、若しくは20km圏外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

なお、軽症者については、可能であれば帰宅し一般的な避難を行う。

### 病院の入院患者の避難のイメージ



(注) 「EMIS」を活用し、受け入れ先を調整（EMISの導入は検討中）

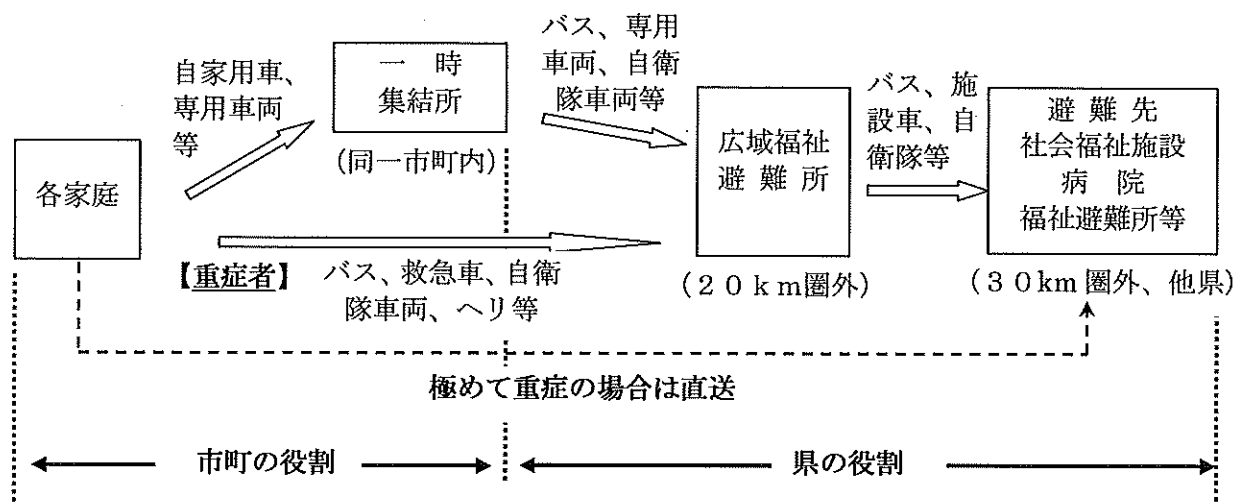
### ハ. 在宅要援護者の避難（県、関係市町）

自然災害等における要援護者の確認、支援体制を前提に避難を行う。一般的な避

難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った避難所へ収容し、マッチングが整った段階で避難先の施設、病院等へ移送する。

なお、在宅要援護者の実態把握方法や、そこで得た情報の管理及び使用条件等については、県と関係市町間で事前に調整しておく必要がある。

### 在宅要援護者の避難のイメージ



### ③ 今後検討すべき課題点等

#### イ. マッチング方法の確立 (県)

最終的な避難先である社会福祉施設、病院等とのマッチングの手順、調整方法について、県内施設等のもとより県外施設等や国、他県等関係機関等とも調整を進めていく必要がある。

#### ロ. 輸送手段、一時避難先の確保 (県)

対象者の輸送にあたっては、重症者等十分な配慮が必要な場合が多いことから、地元でどの程度車両が確保できるか確認するとともに、福島では自衛隊の救急車両やヘリ等が活用されたことを踏まえ、自衛隊等関係機関とも十分に調整を行う必要がある。

また、一時避難先については、非常用電源の有無やバリアフリー化の状況などを確認し、事前に要援護者用の避難先をリストアップしておくことが必要である。

児童福祉施設の避難先については、施設単体又は同種施設単体での避難先を確保し、避難後の教育体制について事前に十分調整しておく必要がある。

また、特別支援学校など特別な配慮が必要な施設の避難方法についても、事前に調整を行う必要がある。

#### ハ. 在宅要援護者の確認、支援体制の強化 (関係市町)

自然災害における体制を前提とするが、原子力災害については広域の避難が生じ

る点を考慮し、災害時における対象者の確認や支援体制を点検し、対応を強化する必要がある。

#### (4) 緊急時モニタリング体制の拡充整備

##### ① 現状の問題点等

###### イ. 福島の場合

地震と津波の影響により、常設のモニタリングポストからモニタリング情報が入手できなくなったことに加え、モニタリング要員の参集も計画どおり進まなかったため、初動のモニタリングがほぼ実施できず、事故発生初期段階の環境影響が把握できない状況となっていた。

更に、格納容器一部損傷や水素爆発による建屋崩壊などにより、セシウムなどの放射性物質が大量に環境中に放出されたことにより、影響が広範囲かつ長期間に及ぶ状況となっているが、こうした状況を早期に把握できるモニタリング体制とはなっていない。

###### ロ. 島根原子力発電所周辺地域の状況

島根原子力発電所周辺では、11箇所の固定型モニタリングポストを配置するなどの方法で、平常時における島根原子力発電所周辺の放射線監視を行っている。

島根県内では、緊急時には、緊急時モニタリングセンターを島根県保健環境科学研究所に設置するとともに、関係機関からモニタリング要員を動員し、概ねEPZ圏内(10km圏内)

の必要なポイントに可搬型モニタリングポストを配備する体制をとっているが、現状の体制では福島のように10km圏を大きく超える地域で影響が生じた場合、初期の段階から当該地域でのモニタリングを実施することは困難である。

また、鳥取県内ではモニタリングカー等により緊急時モニタリングを行う体制をとっているが、現状の体制では、広範囲での大規模なモニタリングを実施することは困難である。

##### ② 体制整備の方向

###### イ. モニタリング範囲の拡大に対応した体制の整備(国、県)

福島において、放出された放射性物質の影響が広範囲かつ長期間に及んでいる状況をふまえ、計画的避難区域の設定範囲を目安に、概ね50km圏内において空間線量率の測定を行うべき地点(モニタリングポイント)を、あらかじめ面的に幅広く設定しておくことが有効である。〔別紙5〕

緊急時には設定したモニタリングポイントを中心に、必要な地点で迅速に空間線量率の測定を行い、放射性物質の影響範囲を早期に把握することで、住民避難等防護対策の検討に役立てることが期待できることから、測定機器の整備やモニタリングの動員体制の拡充等を検討し、実施する必要がある。

おって、可搬式モニタリングポスト等を整備する際にはE P Z圏内の団体が実施する事業のみが国の支援対象となるが、福島での災害を踏まえて、現行のE P Z圏外の団体が行う整備についても支援を行うよう国へ働きかけていく必要がある。

#### ロ. 地震等自然災害発生時における信頼性向上（国、県）

固定型モニタリングポストについては、現在も通信の多重化や非常用発電機の設置など、地震等自然災害発生時でも測定・監視を継続するための対策を進めているが、福島における測定システムの被災状況等を検証し、見直し後の測定体制においても、地震等自然災害に対する信頼性が維持向上されるよう、更に対策を検討し実施していく必要がある。

### ③ 今後検討すべき課題点 等

#### イ. モニタリングポイント追加に伴う測定方法の検討（県）

モニタリングポイントでの空間線量率の測定方法としては、可搬型モニタリングポストの配置を基本とする（地理的条件等により緊急時の配備が難しい場合は事前配備も検討する）。但し、人口集積などの社会的条件を考慮した重要なポイントについては、気象観測装置を併設した固定型モニタリングポストの配置を検討する。

また、万が一、何らかの要因でモニタリングポストによる測定ができなくなった場合に備えて、サーベイメータやモニタリングカーを用いた手動による測定が実施できるよう体制を整備する必要がある。

なお、各機器の配置箇所、組み合わせ、必要数量等については、技術的に十分検討する必要がある。

#### ロ. モニタリング要員の動員体制等の拡充（県、関係市町、関係機関）

モニタリング範囲拡大への対応や、サーベイメータによる補完的な測定の実施に備え、モニタリング要員の増員が必要であり、初動段階における県、中国電力、その他関係機関からの動員体制の拡充を検討する必要がある。

また、関係市町への可搬型モニタリングポスト、サーベイメータ等の事前配布や、緊急時における関係市町による空間線量率測定についても検討する必要がある。

#### ハ. 緊急時モニタリングセンターの代替施設への移設、環境試料測定体制の整備（県）

広範囲に及ぶ放射性物質の影響などにより、現在の緊急時モニタリングセンターでの業務継続が困難になった場合に備え、緊急時モニタリングセンターを移設する代替施設についても検討を進める必要がある。

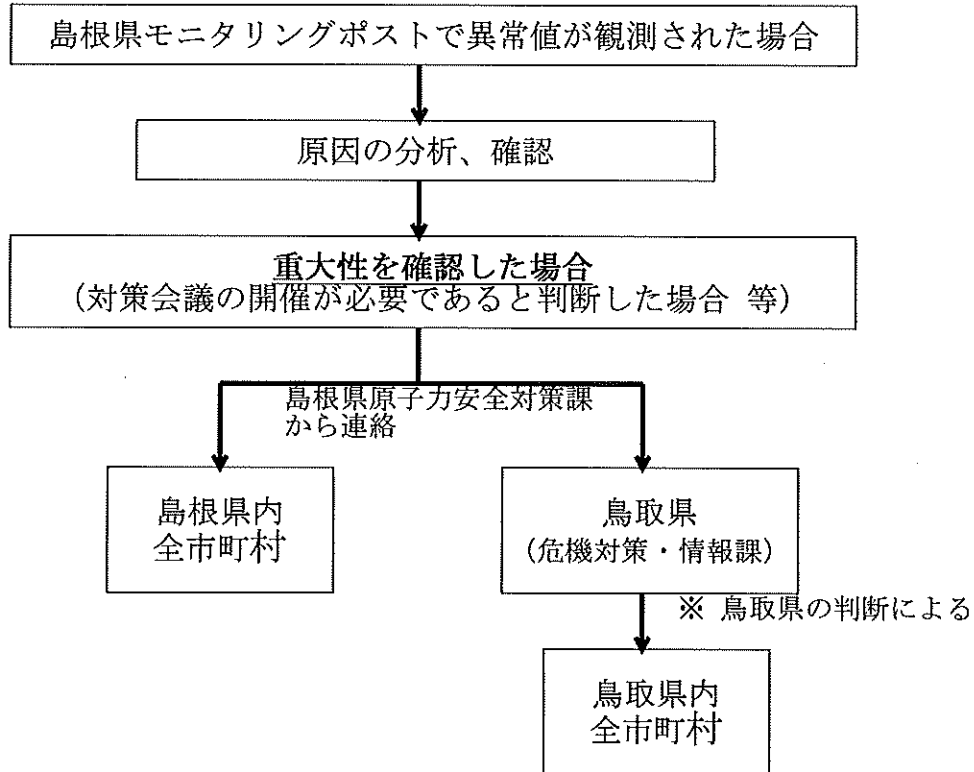
また、飲食物の摂取制限など、適切な防護対策を検討するのに必要な環境試料中の核種分析については、緊急時に現有測定機器を移設することが困難であり、特段の検討を進める必要がある。

## 5. その他

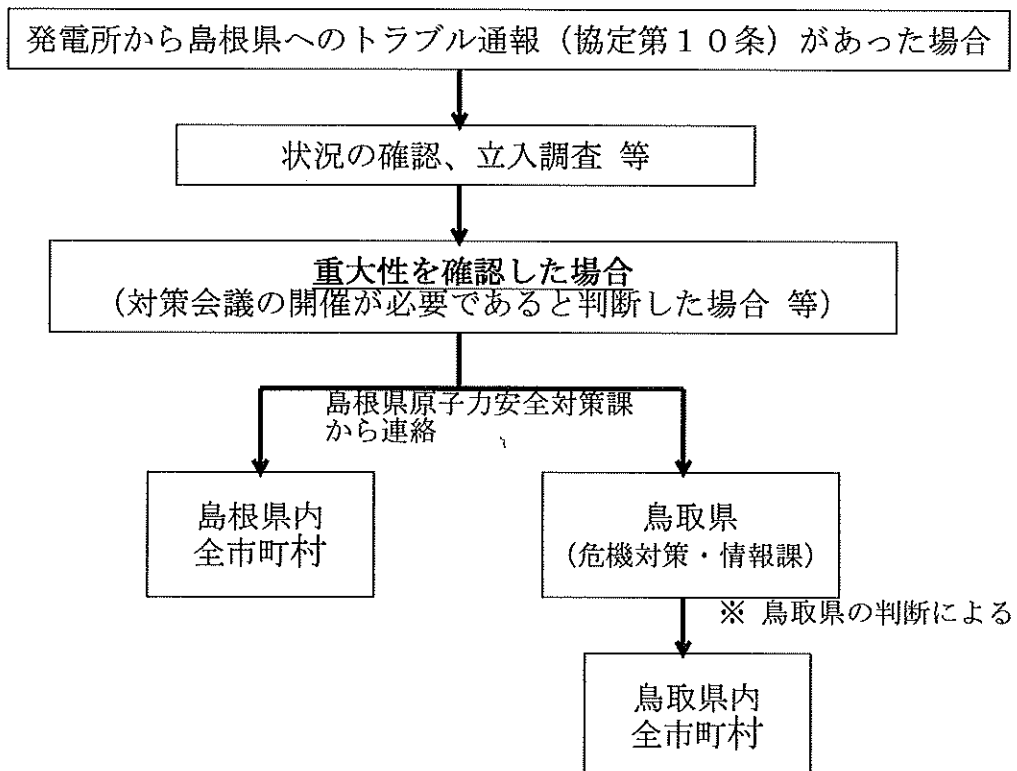
なお、今回検討ができなかった項目について引き続き検討を進めていくとともに、検討した項目についても、被災地の状況や国における防災対策のあり方（EPZの見直し等）の検討状況を踏まえて、その都度、内容を見直し対応を検討していく必要がある。

## 重大なトラブル等発生時における連絡系統図

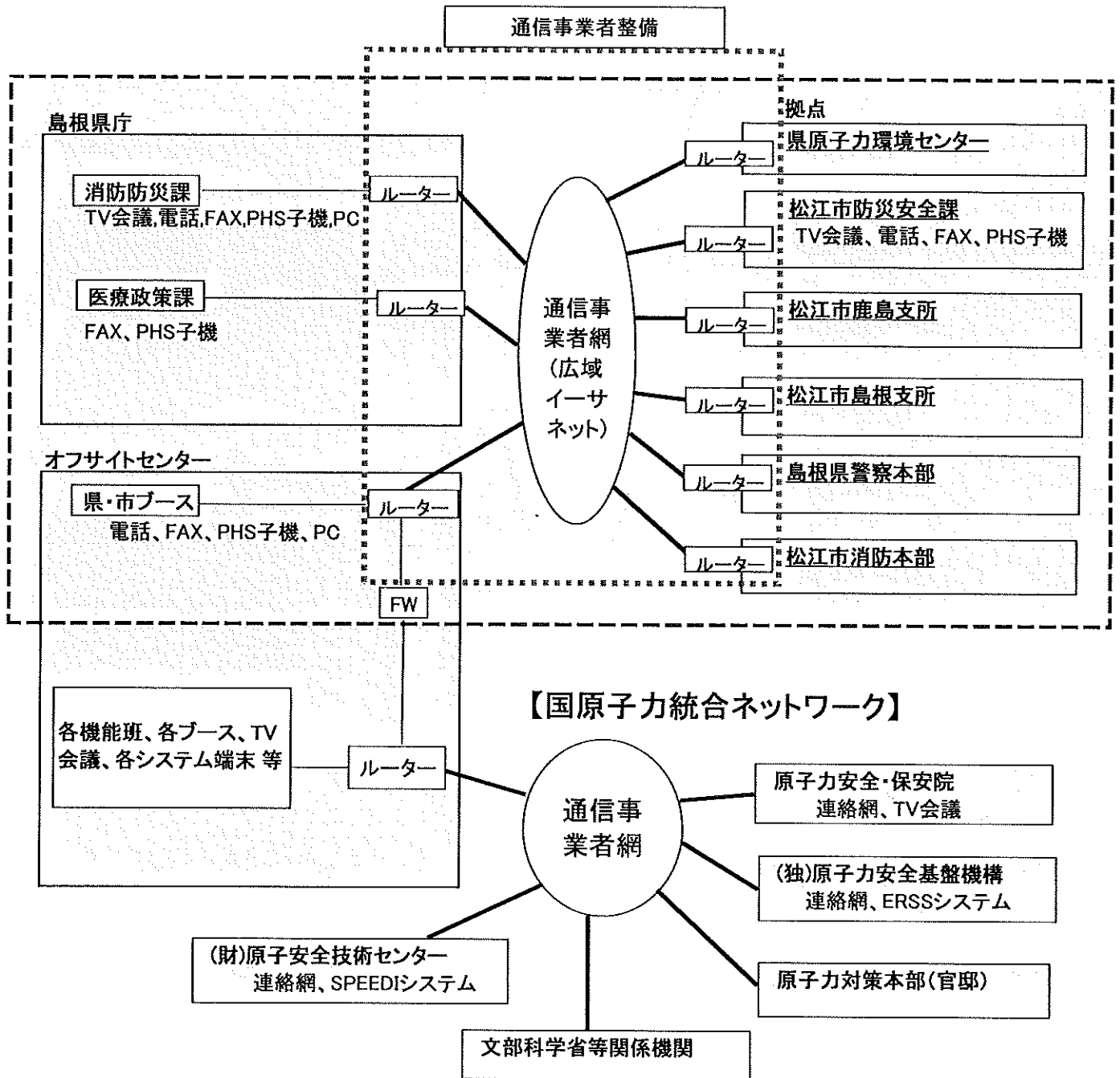
### 1. 環境放射線異常時



### 2. 発電所異常時



# 島根県原子力防災ネットワークシステム図(現行)



原子力防災に関する基礎調査結果総括表(30km圏人口・世帯数)

平成23年4月1日現在

市町名	項目		半径											
	人口	うち在宅要保護者数	0~3km	3~5km	5~10km	10~15km	15~20km	20~25km	25~30km	30km圏計	20km圏計	10km圏計	30km圏計	
松江市	男		3,752	5,390	30,884	42,412	15,908	295	325	40,026	98,846	98,966		
	女		3,927	5,410	33,466	46,985	17,020	351	378	42,803	106,808	107,537		
	合計		7,679	10,800	64,350	89,397	32,928	646	703	82,829	205,154	206,503		
	うち在宅要保護者数		360	338	2,616	4,259	2,259	43	0	3,314	9,832	9,875		
出雲市	男		2,658	4,371	27,584	37,508	11,333	227	267	34,613	83,454	83,948		
	女				413	2,685	7,391	4,523	29,195	413	10,489	44,207		
	合計		0	0	449	2,882	7,850	4,717	31,607	449	11,181	47,505		
	うち在宅要保護者数		0	0	862	5,567	15,241	9,240	60,802	862	21,670	91,712		
安来市	男				22	93	147	869		22	308	1,324		
	女				241	1,721	4,637	2,818	22,713	241	6,599	32,130		
	合計		0	0	0	0	0	22,856	13,710	0	0	17,469		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	1,881	1,026	0	0	36,566		
雲南市	男							7,799	4,358			12,157		
	女					1,074	7,514	7,515		1,074	1,074	16,103		
	合計		0	0	0	0	0	8,011	8,260	0	1,136	17,407		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	15,525	15,775	0	2,210	33,510		
斐川町	男					24	152	407		24	24	583		
	女					628	4,698	5,200		628	628	10,526		
	合計		0	0	0	0	0	4,995	1,842	0	4,995	13,547		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	4,888	1,900	0	4,888	14,306		
米子市	男					100	135	35		100	100	270		
	女					2,724	4,409	1,099		2,724	2,724	8,232		
	合計		0	0	0	0	0	3,962	10,119	0	0	14,081		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	4,368	11,020	0	0	15,388		
境港市	男							1,911				2,923		
	女							1,012				0		
	合計		0	0	0	0	0	8,330	21,139	0	0	29,469		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	11,646	24,249	0	0	35,895		
合計	男					5,624	11,759	8,314		5,624	5,624	17,383		
	女					6,022	12,490	18,512		6,022	6,022	18,512		
	合計		0	0	0	0	0	11,646	24,249	0	0	35,895		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	459	1,115	0	459	1,574		
島根県計	男		3,752	5,390	31,297	45,097	34,592	46,082	55,546	40,439	120,128	221,756		
	女		3,927	5,410	33,915	49,867	36,916	49,392	60,325	43,252	130,035	239,752		
	合計		7,679	10,800	65,212	94,964	71,508	95,474	115,871	83,691	250,163	461,508		
	うち在宅要保護者数		360	338	2,638	4,352	3,035	4,485	4,248	3,336	10,723	19,456		
鳥取県計	男		2,658	4,371	27,825	39,229	23,962	33,406	41,951	34,854	98,045	173,402		
	女		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち在宅要保護者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



## 広域避難の避難先方面の例

福島での原子力災害の例と同様な流れとなった場合を想定した場合、以下のとおりの避難先の例が考えられる。

いずれの場合も、相当数の自家用車による自主避難が発生すると見込まれるが、極力渋滞を発生させず無用な被ばくを防ぐためより短時間での避難を実現するため、公共的な交通手段を中心に検討している。

### 【避難先方面の例】

#### 1. 3km圏避難指示

(対象人口) 約7,700人

(避難経路) 自宅 → (徒歩) → 一時集結所 → (バス) → ①一時避難所(市内) 又は、  
→ (バス) → ②広域避難所(30km圏外)

(避難先方面) ① 20km圏外の市内避難所  
② 30km圏外市町村(石見地区や雲南地区)の広域避難所

#### 2. 3～10km圏避難指示

(対象人口) 約76,000人

(避難経路) 自宅 → (徒歩) → 一時集結所 → (バス) → 広域避難所  
(30km圏外)  
→ (バス、徒歩) → 駅 → (鉄道等) →

(避難先方面) 30km圏外市町村(石見地区や雲南地区等)の広域避難所

#### 3. 10～20km圏避難指示

(対象人口) 約166,500人

(避難経路) 自宅 → (徒歩) → 一時集結所 → (バス) → 市内避難所  
(30km圏外)  
→ (バス) → 広域避難所  
(30km圏外)  
→ (バス、徒歩) → 駅 → (鉄道等) →

(避難先方面) 30km圏外の市内避難所、30km圏外市町村(石見地区や鳥取県や県外)の広域避難所

#### 4. 20～30km圏屋内退避指示

(対象人口) 約211,500人

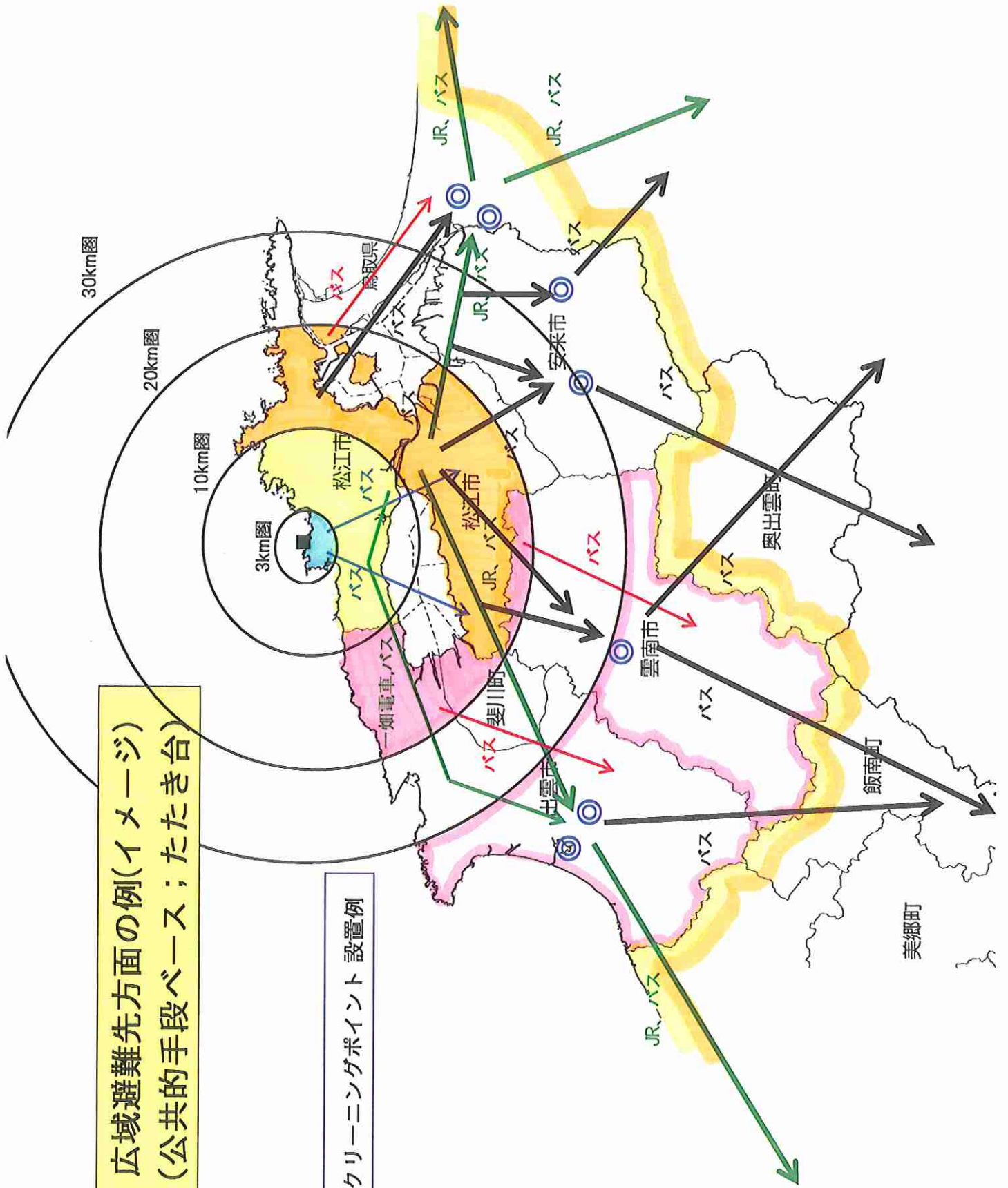
(自主避難先方面) 30km圏外の市内避難所、30km圏外市町村(石見地区や鳥取県や県外)の広域避難所

#### 5. 留意すべき事項について

放射性物質放出後の避難に備えて、避難経路上にスクリーニングポイントを設定する必要がある。

広域避難先方面の例(イメージ)  
(公共的手段ベース; たたき台)

◎ スクリーニングポイント 設置例



別紙5

